



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和4年11月21日～令和5年2月28日】

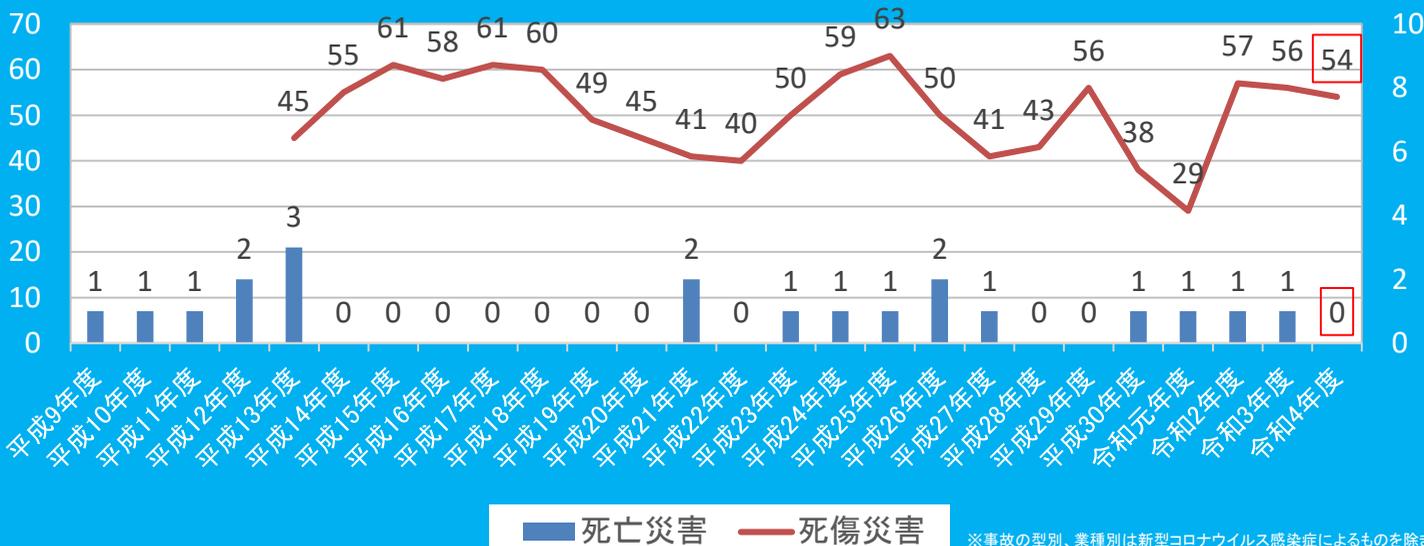
令和5年
4月号

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」5年ぶりに目標達成！

令和4年11月21日から令和5年2月28日まで実施した、「冬季死亡災害ゼロ100日運動」について、運動期間中に死亡災害は発生せず、5年ぶりに目標を達成することができました。各災害防止団体及び会員事業場の事業者、労働者の皆様には多大なるご協力賜りましたこと、御礼申し上げます。

死亡災害ゼロを継続していただきますよう、労働安全衛生水準の更なる向上をお願いいたします。

冬季死亡災害ゼロ100日運動・年別発生状況

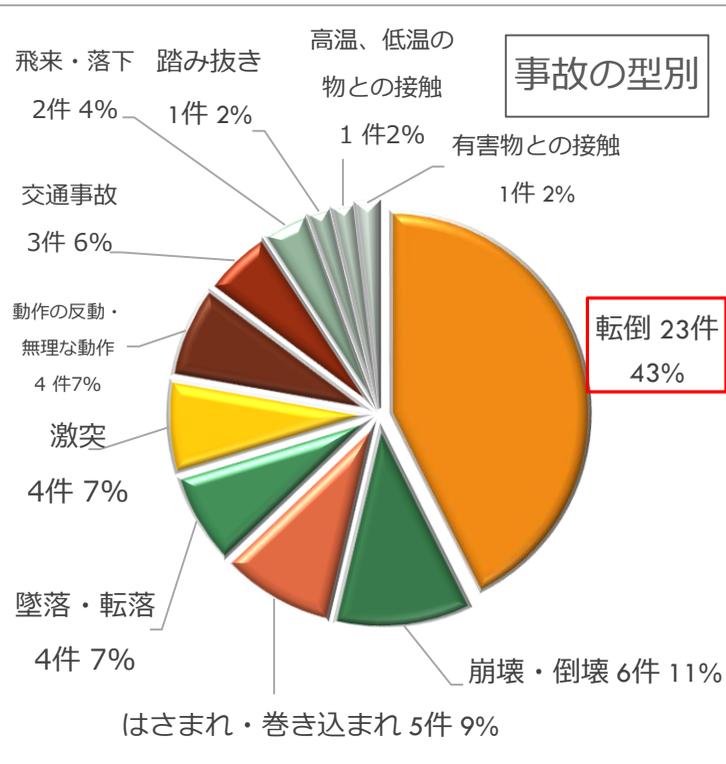
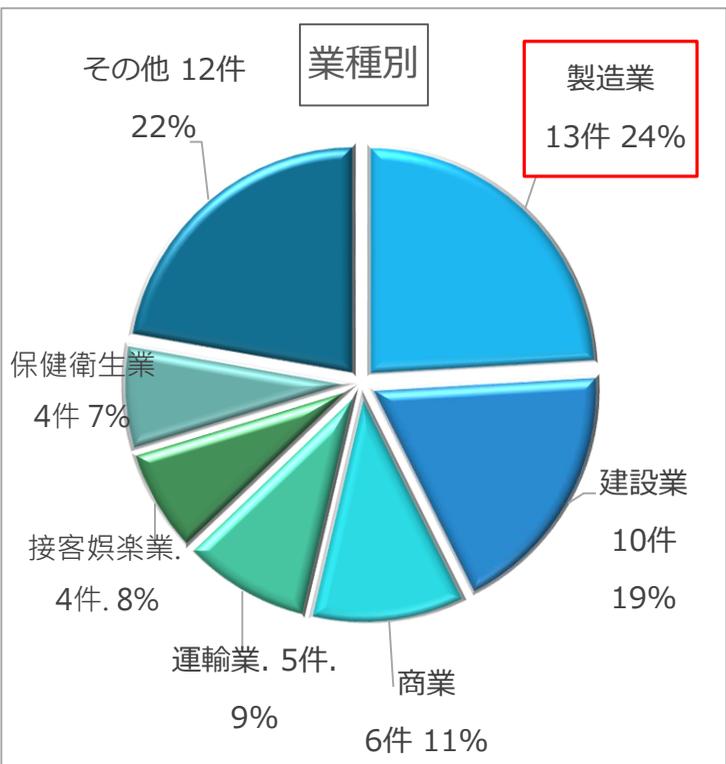


死傷災害の件数は、令和4年度について速報値ではありますが54件と微減となっています。

業種別では、製造業が13件（うち6件が食料品製造業）と最も多く、次いで建設業10件、商業6件となっています。

事故の型別では、転倒が23件と最も多く、次いで崩壊・倒壊が6件、はさまれ・巻き込まれが5件となっています。

重点事項に係る災害について、車両系建設機械、荷役運搬機械による災害は6件（いずれもトラック）、はさまれ・巻き込まれ災害は5件（うち動力機械に起因するものは3件）、冬季特有災害は11件（全て転倒災害）となっています。



貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置が強化されます！

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車は、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大されます。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)となります。



昇降設備の例

2. テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)が追加されます。

※併せて安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育(計4時間)及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育(2時間))が新たに規定されます。

3. 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外となります。

4. 施行日等

公布日: 令和5年3月(予定)

施行/適用期日: 令和5年10月1日(2の特別教育の義務化については令和6年2月1日)

〈厚生労働省HP 報道発表資料〉
令和5年2月13日

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
～貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置を強化します～



労働災害発生状況

(令和4年分(令和5年2月末日時点))

◆令和4年の休業4日以上労働災害発生件数は226件で前年比+71件(+45.8%)となっています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、150件と前年同期比-5件となっています。

◆事故の型別では、転倒が43件で全体の29%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが20件(13%)、墜落・転落が17件(11%)、となっています。

◆業種別では、製造業が38件で全体の25%を占めており、次いで建設業24件(うち死亡災害1件)(16%)、保健衛生業23件(15%)運輸業が20件(うち死亡災害1件)(13%)、商業13件(8.6%)となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

労働災害発生状況

(令和5年分(令和5年2月末日時点))

◆令和5年2月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は24件で前年比+1件(+4.3%)となっています。

◆事故の型別では、転倒が14件で全体の59%を占めており、次いで崩壊・倒壊が3件(13%)、激突とはさまれ・巻き込まれが各2件(8%)、墜落・転落が1件(4%)、踏み抜きが1件(4%)、高温、低温の物との接触が1件(4%)となっています。

◆業種別では、製造業が6件(25%)と最多で、次いで建設業が4件(17%)、接客娯楽業が4件(17%)、運輸業が3件(12%)、商業3件(12%)となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

【担当者から異動の御挨拶】 労働基準監督官 衣川 鴻佑

昨年4月に赴任し、1年だけの勤務でしたが、事業場の皆様の労働災害防止に対する意識の高さはこれまで勤務してきたどの地域よりも高く感じました。法令改正等に係る問い合わせを多くいただき、私自身もとても勉強になった1年でした。今後も各事業場の安全衛生水準の向上のため、署員一同取り組んで参りますのでご理解ご協力の程よろしくお願いたします。引き続き安全・安心に働くことのできる魅力ある職場づくりのため、「働き方改革」の推進、関係法令の遵守をお願いいたします。ありがとうございました。ご安全に！